平成２１年（フ）第１２１６号
京都市伏見区久我森の宮町２番地264
破産者　有限会社アマテラス
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１７号
京都市下京区中堂寺南町134番地京都リサーチパーク内京都高度技術研究所５Ｆ―506
破産者　ＫｙｏｔｏＳｔｙｌｅ株式会社
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８９号
京都市中京区衣棚御池上ル下妙覚寺199一井ビル301
破産者　株式会社アズミノ
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０７号
埼玉県さいたま市岩槻区仲町１丁目８番18号
破産者　クレストホーム有限会社
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９号
山形市大字船町58番地
破産者　株式会社海谷土木
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６４号
福島県郡山市長者３丁目２番13号
破産者　有限会社高原技研
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
千葉県山武市成東2725番地の26
破産者　有限会社木組工房
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６２９号
川崎市多摩区菅４丁目７番34号
破産者　有限会社田中光機
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
岐阜県羽島市小熊町島138番地
破産者　西松　　博
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８９１号
大阪府和泉市唐国町２―４―56、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市北区新金岡町２丁３番４―207号
破産者　株式会社アクティブ
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成１９年（フ）第３９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1861番地30
破産者　有限会社ショウヤ建設
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８４号
高知県須崎市安和918番地１
破産者　有限会社岬
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成１９年（フ）第８８５号
長崎県雲仙市国見町土黒甲961番地１
破産者　株式会社小田工業
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１８年（フ）第３２８号
宮城県栗原市高清水長福寺32番地２
破産者　株式会社大場くるまや
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
秋田県大館市比内町扇田字下扇田12番地
破産者　オバタスポーツ有限会社
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１０１号
千葉県銚子市森戸町733番地
破産者　松本建設株式会社
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３４号
東京都八王子市寺田町101番地アネックスめじろ台Ｄ201号
破産者　金子　敬一
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０８３号
神奈川県藤沢市石川636番地の５
破産者　有限会社みちのく工房
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０６号
名古屋市瑞穂区彌富通１丁目２番地の１
破産者　株式会社浅井
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８６号
愛知県東海市名和町切戸19の１
破産者　有限会社上坂
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１６号
三重県四日市市平町11番１号
破産者　新井　孝一
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
三重県四日市市西富田３丁目２番20号　サーパス西富田103号室
破産者　芝　　健爾
１　決定年月日　平成22年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係